アクションプラン(令和4年改定版) フォローアップ



1. 進捗状況全般

- (1)分野横断施策、PFI活用地域の拡大
- (2) コンセッション等の活用拡大
- (3) 財政支援策の拡充

2. 主な取組成果

- (1) PFI法の改正
- (2) 民間提案加点措置
- (3) 「優先的検討規程 策定の手引き」の改定
- (4) 「スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン」の作成
- (5) 令和4年度 内閣府による支援事業の実績
- 3. 主な取組中事項 ※概要資料掲載項目のみ
 - (1)優先的検討の実効性向上
 - (2) PFI事業の事後評価実施状況の把握
 - (3)情報提供・情報の充実・情報活用機会の充実
 - (4)制度・運用改善要望受付

(参考) 令和5年度 各府省庁の予算概要

PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)概要

1. PPP/PFI推進に当たっての考え方

(1)基本的な考え方

- ①多様な政策ニーズに対応するため、公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を最大限活用
- ②「新しい資本主義」の中核となる「新たな官民連携」の柱として「成長と分配」の好循環を実現
- ③「デジタル田園都市国家構想」の推進力として、インフラの持続可能性等の地域課題を解決し、魅力的で活力ある地域を実現
- ④カーボンニュートラル、デジタル技術の社会実装など新たな政策課題へアプローチ

(2)推進の方向性

・自律的な展開基盤の早期形成のため、令和4年度から5年間を「重点実行期間」とし、支援策を拡充・重点投入 ①地域における活用拡大 ②活用対象の拡大 ③民間による創意工夫の最大化 ④地域の主体の能力強化と人材の確保

2. PPP/PFIの推進施策

(1) **多様なPPP/PFIの展開** 「新たなPPP/PFI活用モデル」形成(分野・手法等)に取り組む(PFI推進機構と連携)

- ・公園、公民館等の身近な施設
- 新しい政策課題への対応(グリーン、デジタル)・地域交通、人工衛星等
- ・インフラの維持管理分野への拡大・公的
- ·公的不動産活用(国有財産、学校等)
- ・広域化、集約化・多機能化等

(2) 地方公共団体等の機運醸成・ノウハウの蓄積と案件形成に向けた積極的な支援

- ¦・優先的検討規程の実効性向上、策定促進
 - (人口10~20万人の全自治体での策定: R5年度)
- -- ・首長等の機運醸成(トップセールスの実施:機構と連携)
- !・先導的な優良事例等の表彰制度創設
- -・マニュアル(導入の手引き、契約書ひな型等)の整理・周知
- ・PFI推進機構による地域金融機関等の人材育成の全国展開

- ・専門家派遣、伴走支援の強化
- ・新たな活用モデルの形成や小規模自治体への支援の積極的実施
- ・地域プラットフォームの全都道府県への展開、機能強化(R8年度)
- ・民間提案制度の実効性向上(提案者へのインセンティブ付与等)
- ・自治体の受付窓口の設置促進、事業リストの公開・一覧化

(3)取組基盤の充実

- ・多様な効果の見える化、動画の活用、情報・発信の充実
- ・制度・運用改善や規制改革提案の受付、検討体制の強化
- ・官民リスク分担の新手法の導入(プロフィット・ロスシェアリング条項等)

(4) PFI推進機構の活用

- ・先導的事例の形成、案件発掘等、コンサルティングの積極的実施
- ・地域金融機関等へのノウハウ移転
- ・今後のあり方について検討、所要の法案の早期提出

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

(1) 事業規模目標

30兆円(令和4年度~13年度) コンセッション:7兆円、収益型事業:7兆円 公的不動産利活用:5兆円、サービ、ス購入型 等:7兆円、取組強化:4兆円

- (2) **重点分野と目標** 件数目標を設定、案件リスト、工程等を具体化した実行計画を策定 空港/水道/下水道/バスタ/スタジアム・アリーナ/文化施設/大学施設/公園/工業用水道等
- ・好事例の横展開、案件発掘等のためトップセールス実施、ガイドライン・ひな型作成等
- ・関連施策を集中的に投入、PPP/PFIの活用促進に資する交付金等の制度改善

進捗状況① 分野横断施策、PFI活用地域の拡大

【令和4年6月3日 PFI推進会議資料】

分野横断的な推進施策の取組強化

〇効果的な提案をした民間事業者に対し入札時に加点する等のインセンティブを付与する新たなスキ-ムの導入を促進。自治体の詳細制度設計や提案審査等に対する専門家による技術的な支援、横展開に 向けた民間提案マニュアルの改定など民間提案制度の実効性の向上。

〇上下水道について、民間提案に対応することを補助金の交付要件とすることについて検討。

- ○民間発の取組を促すべく、構想段階や補助申請段階の案件候補リストの公表を促し、内閣府で集約。
- ○事業者の意見を募集し民間の創意工夫が一層発揮できる制度改善の検討の場を設定(PFI推進委員会)。
- OPFI推進機構の機能強化を検討(案件掘り起こし、民間提案具体化の支援)。
- ○地域交流の場である公園・公民館等の身近な施設における新たな活用モデルを創出・横展開(デジタ ル田園都市国家構想と連携)。

指標連動方式 (日本版アベイラビリティ・ペイメント) の導入促進

〇サービス水準の達成状況で支払額を決める

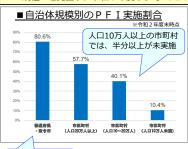
指標連動方式の導入を促進することにより、道路等の キャッシュフローを生み出しにくいインフラの維持管理・更新において、官民連携の下、民間の創意 工夫の発揮を図る。

○感染症等のリスクに対し、コンセッションに係る<mark>官民のリスク分担の新たな手法</mark>(プロフィット・ロ スシェアリング条項の導入、運営権対価の支払方法の見直し等)を導入。

【令和4年6月3日 PFI推進会議資料】

PFI活用地域の拡大

- ◆自治体のPFI実施状況には偏りがあり、幅広い自治体の取組を促進することが必要。
- ◆具体的には、①未実施の自治体への働きかけの強化、②小規模自治体における取組の促進 を進めるため、以下の取組を実施。
- OPPP/PFI専門家派遣を3倍増とするなど自治体の案件形成に対する支援を強化。
- ○令和8年度末までに全ての都道府県で地域プラットフォーム^{※1}を設置し、その機能を強化。
- ○優先的検討規程*2の運用状況の実態把握・見える化や運用の改善策の整理を行い、実効性ある 規程へと見直す。令和5年度末までに人口10万人以上の全自治体で導入。



現時点で11県・ 1政令市が未実施

※1 PPP/PFI導入に関する企業・金融機関・自治体等の連携の場。

※2 公共施設の整備等に際し、PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組み



実効的な民間提案スキームの導入

- 〇民間提案を実施した企業に対する加点制度の創設(内閣府) 【R4実施済】
- 〇加点制度等に関し、先行事例等の横展開 (内閣府)

【R4~PFI推進委員会事業推進部会で審議中】

- 〇民間提案活用自治体に対する高度専門家派遣(内閣府) 【R5予算案】
- 〇上下水道分野における民間提案の補助金交付要件化(国交省・厚労省)

【R5から運用開始】

案件形成支援基盤の強化

〇民間提案受付窓口・事業リストの公表促進・集約(内閣府)

【R4~PFI推進委員会事業推進部会で審議中】

- OPFI関係団体から制度改善要望を聴取し対応検討中(内閣府)【R4実施中】
- ○機構の業務追加·債権等処分期限延長 (内閣府)【R4法改正済】
- ○身近な施設での事業やデジタル技術の実装を図る事業を実施する自治体 に対する高度専門家派遣 (内閣府) 【R5予算案】

指標連動方式(日本版アベイラビリティ・ペイメント)の導入促進

〇指標連動方式等の導入検討を行う自治体への調査費支援(10件)

(内閣府·国交省)【R4実施中】【R5予算案】

官民のリスク分担の改善

4

〇関係者にヒアリングを実施(内閣府) 【R4実施中】

PFI活用地域の拡大

- 〇専門家派遣制度の周知·予算確保(内閣府)[R4実施中][R5予算案]
- 〇地域プラ未設置都道府県へ形成支援 (内閣府)【R4実施中】【R5予算案】
- ○「優先的検討」の実態把握・運用改善の見直し(内閣府)

【R4~PFI推進委員会事業推進部会で審議中】

○優先的規程未策定団体への個別支援(内閣府) 【R4実施中】【R5予算案】

進捗状況② コンセッション等の活用拡大

【令和4年6月3日 PFI推進会議資料】

コンセッション等の活用拡大

- ◆コンセッション等の活用について、新たな分野・領域・地域を開拓し、取組を加速。
- ◆当初5年間の重点実行期間において、各府省の支援策(企業版ふるさと納税、補助金・交付金等)を拡充・集中投入。

従来	空港	19空港で導入済。	<u>原則として全ての空港へのコンセッション導入</u> を促進すべく、 まず、3空港の具体化を重点的に推進。	
の活用	下水道	3件で導入済、1件が事業 者選定手続き中。	2件の具体化支援。 <u>先行事例の効果を見える化</u> し、コンセッションへの移行の働きかけを強化。	
分野(例)	上水道	全国初の水道コンセッションが今年4月開始。 (宮城県、上工下水道-体型)	コンセッション導入に <u>適した自治体や、経営改善が急務の自治体を抽出し、先進事例の横展開を戦略的</u> に推進するとともに、 <u>契約書ひな形等</u> を作成。	
	工業用水	3件で導入済。	<u>効率的な運営と強靭化</u> を両立する、新たなモデルを創出	
新	スタジアム・ アリーナ	<u>千葉マリンスタジアム、秋田県新体育館等、約20か所の候補案件に6月以降トップセールスを全国展開</u> するほか、今秋までにガイドラインを作成。		
たに開	文化・ 社会教育施設	北九州ソレイユホール等、約10か所の候補案件に6月以降トップセールスを全国展開する ほか、契約書のひな型を作成。		
拓する領域	道路(交通ターミナル等)	新たに交通ターミナル事業でコンセッションを導入すべく、品川、神戸、新潟、四日市、 とのは とのは にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に		
例	公園	国営公園等で初のコンセッションを2件具体化し、その成果を横展開。		
٠	その他	農業用水、地域交通、人工衛星、カーボンニュートラル等における活用を検討。		

重点分野以外

〇農業用水:包括的民間委託の試行【R5予算案】

〇地域交通:

地域交通の「リ・デザイン」について交通政策審議会において中間とりまとめ【R4実施中】

地域公共交通活性化再生法等の改正法案を令和5年度通常国会提出 【R5法案・予算案】

重点分野

※R5予算案については次頁以降に記載

〇空港:コンセッション導入に向け検討中【R4実施中】

目標:3件

〇下水道:コンセッション等導入に向け調査等実施中【R4実施中】

目標:6件

契約書ひな形の作成【R4実施中】

官民連携手法ごとに特徴や効果等を整理【R4実施中】

〇上水道:コンセッション等導入に向け調査等実施中【R4実施中】

目標:5件

契約書ひな形の作成【R4年度公表済】

〇工業用水:デジタル、広域化推進の事業モデル創出に係る調査実施中

【R4実施中】

目標:3件

○スタジアム・アリーナ:

目標:10件

トップセールス実施済(14件)の他、案件候補の掘り起こしを実施【R4実施中】 ガイドライン作成(内閣府)【R4年度公表済】

〇文化•社会教育施設:

目標:10件

トップセールス実施済(11件)の他、案件候補の掘り起こしを実施【R4実施中】 契約書ひな型の作成【R4年度公表済】

○道路:

目標:6件

交通ターミナル事業にコンセッション等導入に向け具体化検討中【R4実施中】 高速道路のSA・PAや下関北九州道路についてPFI等のスキームを検討中【R4実施中】

〇公園:2か所の国営公園でコンセッション検討【R5予算案】

目標:2件

○重点分野実行計画の策定 【R4年度実施中】 案件候補リスト、推進施策、行程の具体化

進捗状況③ 令和5年度予算(案)状況

■水道【厚生労働省】

項目	PPP/PFIに関する内容・ R5年度の拡充内容等	予算(案)額 (百万円)
官民連携等基盤強化推 進事業 (生活基盤施設耐震化等交付 金)	・官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業・令和5年度までの時限事業を令和10年度まで延長・コンセッションを含めた検討等に要する費用について、交付率:1/4から、5千万円を上限とした定額補助に拡充	20,154 の内数

PPP/PFIの導入に関する民間提案の募集、適切な提案を採用する要件を導入予定(令和5年度から)

■公園【国土交通省】

項目	PPP/PFIに関する内容・ R5年度の拡充内容等	予算(案)額 (百万円)
都市公園・緑地等事業	・官民連携による公園の整備・管理運	社総交: 549,190 の内数
(社会資本整備総合交付金、 防災·安全交付金)	営のための調査を支援	防安交: 831,299 の内数
社会課題対応型都市公園機能 向上促進事業	・公共施設等運営事業など、官民連携による総合的な整備・管理運営の導入が具体化した案件を重点支援・多様な主体との連携による社会課題への対応を促進するため、柔軟で質の高い管理運営に資する取組(管理体制の構築、利用ルールづくり、社会実験等)やDXを活用する公園の整備を重点支援	3,275
国営公園等事業調査	・国営公園における民間活力を活用した管理運営の充実等の観点から、広域的な見地から設置する公園のうち整備が概成した公園の中で、モデルとなる公園を設定し、公共施設等運営事業の導入を検討	367 の内数

■下水道【国土交通省】

項目	PPP/PFIに関する内容・ R5年度の拡充内容等	予算(案)額 (百万円)
下水道整備事業	コンセッション事業内での改築等整備	社総交: 549,190 の内数
(社会資本整備総合交付金、 防災·安全交付金)	費用への交付金重点配分(令和5年 度から)	防安交: 831,299 の内数

PPP/PFIの導入に関する民間提案の募集、適切な提案を採用する要件を導入予定 (令和5年度から)

■工業用水【経済産業省】

項目	PPP/PFIに関する内容・ R5年度の拡充内容等	予算(案)額 (百万円)
工業用水道 事業費	PPP/PFI手法の導入検討費用を補助対象に追加	2,006 の内数

■公営住宅【国土交通省】

項目	PPP/PFIに関する内容・ R5年度の拡充内容等	予算(案)額 (百万円)
公営住宅等整備事業		社総交: 549,190 の内数
(社会資本整備総合交付金、 防災·安全交付金)	・公営住宅の建替え等の事業化に向けた、 構想段階の検討への支援	防安交: 831,299 の内数
地域居住機能再生推進事業		35,494 の内数
共生社会実現に向けた 住宅セーフティネット機能強 化・推進事業	・公営住宅におけるPPP/PFI手法による民間を活用した事業化に向けた検討への支援	128 の内数

進捗状況③ 令和5年度予算(案)状況

■スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)、 文化・社会教育施設、大学施設

【文部科学省】

項目	PPP/PFIに関する内容・	予算(案)額
~-	R5年度の拡充内容等	(百万円)
スタジアム・アリーナ 改革推進事業	先進事例の形成支援や相談窓口の 設置	406 の内数
体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金)	アドバイザリー経費を補助対象経費に追加	3,600
文教施設における多様な PPP/PFIに関する 先導的開発事業	多様なPPP/PFIの導入可能性調査等 を支援	26
文化施設サービス刷新・活動 活性化等 運営改善推進支援事業	コンセッションを活用した運営充実の検討に必要な経費を支援	60
社会教育デジタル活用等推進 事業	社会教育施設のデジタル化や、 PPP/PFIの活用に関する伴走支援の 実施	49
国立大学法人等における PFIコンセッション事業の推進 (国立大学法人等施設事務経費)	コンセッションの導入可能性調査等に必要な経費を支援	13
国立大学法人等施設整備	収益を伴う施設について、PFIによる施設整備とコンセッションを導入する大学等に対して、施設整備の一部を支援	36,265 の内数

■分野横断的事業

【内閣府】

項目	PPP/PFIに関する内容・ R5年度の拡充内容等	予算(案)額 (百万円)
PPP/PFI推進に 資する支援措置	地域プラットフォーム形成及び運営への 支援、優先的検討規程の策定運用支援、 コンセッション事業の案件形成支援等を 通じて地方公共団体におけるPPP/P FI事業を推進するとともに、アクションプ ランの推進に係る調査・分析等を実施 (スタジアム・アリーナ案件に配慮して事 業採択する予定)	178
デジタル田園都市国家構想 交付金	スタジアム・アリーナ、文化・社会教育施設の整備等に関してPFI法に基づき実施される事業を行うものである場合、採択時における審査で勘案	100,000

【国土交通省】

PPP/PFIの推進	先導的な PPP/PFI 案件の形成支援などに加え、インフラ運営等に係る民間提案型「官民連携モデリング」を実施し、案件形成を支援	5 19 の内数
官民連携基盤整備 推進調査費	地域活性化を目指し、設備投資などの民間の活動と一体的に計画される自治体のインフラ整備(PPP/PFI事業を含む)の事業化に向けた検討に必要となる調査費を支援。	331

主な取組成果

- (1) PFI法の改正
- (2)民間提案加点措置
- (3) 「優先的検討規程 策定の手引き」の改定
- (4) 「スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン」の作成
- (5) 令和4年度 内閣府による支援事業の実績

PFI法の改正

- 2. PPP/PFIの推進施策 (3)取組基盤の充実
 - ii)制度改善
- ⑤ PFI法について、公共施設等運営権者がより効率的な運営ができるよう、実施方針の公共施設等の規模等に関する事項について公共施設等運営権設定後の変更ができるようにする等のため、早期に改正法案の提出を図るとともに、公共施設等運営事業を行う民間事業者による増改築、更新等の行為に係るPFI法の適用関係を明確に整理して公表する。(令和2年度開始、令和4年度強化)<内閣府>

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)の一部を改正する法律(令和4年法律第100号)の概要

概要

① PFI事業の対象となる公共施設等の拡大

PFI事業の対象となる公共施設等の定義にスポーツ施設及び集会施設を追記する。

② 公共施設等運営事業に関する実施方針の変更手続の創設

事業期間中の事情変更等を踏まえた、施設の改修工事が柔軟に実施できるよう、実施方針で定めた公共施設等運営事業に係る施設の規模や配置の変更を可能とする。

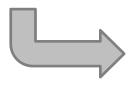
③ 株式会社民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)の業務の追加及び保有株式等の処分 期限の延長

PFI推進機構の業務に、事業を支援する民間事業者(地方銀行など)に対する助言や専門家派遣等を追加するとともに、PFI推進機構の保有する株式や債権などの処分期限を5年(令和15年3月31日までに)延長する。

※施行期日:①公布の日(令和4年12月16日) ②公布後6月以内 ③公布後1月(※延長部分は公布の日)

民間提案加点措置

- 2. PPP/PFIの推進施策 (2)地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援 vii)民間提案の積極的活用
 - ② PPP/PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間提案に対するインセンティブの付与等に先導的に取り組む地方公共団体を技術的に支援する事業の実施等により公共施設等の管理者等による「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」の活用促進を図るとともに、民間提案制度の実効性をより高めるための検討を行う。(平成29年度開始、令和4年度強化)<内閣府>



令和4年10月に 民間提案加点措置を策定

公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置(概要)

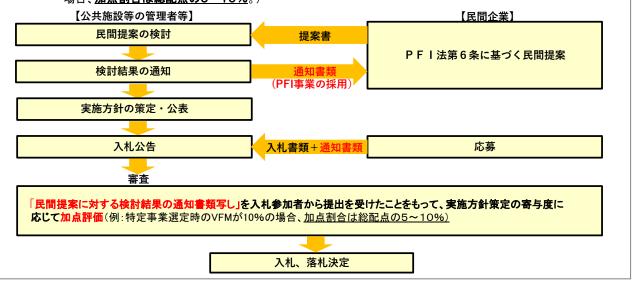
- 〇内閣府では、民間事業者による提案が積極的に活用される環境整備の一環として、「公共調達における民間 提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領(令和4年10月27日内閣総理大臣決定)*」を策定。
- 〇各府省に実施要領を踏まえた取組を行うよう通知するとともに、地方公共団体にも実施要領に準じた取組が 実施されるよう通知(地方自治法に基づく技術的助言)。

【実施要領概要】

*加点評価基準の例については、参考②参照

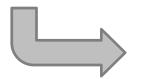
- ■適用対象: PFI法第6条民間提案に基づき実施される総合評価落札方式又は企画競争により、令和5年4月1日以降に契約を 締結しようとするすべての公共調達
- ■加点評価:PFI法第6条第1項に基づく提案を実施した入札参加者を入札時の評価において加点。

加点を希望する入札参加者は、PFI法第6条第2項に基づく、公共施設等の管理者等による民間提案に対する検討結果の通知書類写し等を提出。実施方針策定の寄与度に応じて加点。(例えば、特定事業選定時のVFMが10%の場合、加点割合は総配点の5~10%。)



「PPP/PFI手法導入優先的検討規程 策定の手引き」の改定

- 2. PPP/PFIの推進施策(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援
 - i)PPP/PFI手法の優先的検討等の推進
 - ②「PPP/PFI手法導入優先的検討規程 策定・運用の手引き」について、運用に関する負担を軽減する観点から 改定を行い、普及促進を図る。(令和4年度開始)<内閣府>



令和4年9月に 「PPP/PFI手法導入優先的検討規程 策定の手引き」を改定

主な改定ポイント ①人口20万人未満の地方公共団体における取組

特に人口20万人未満の地方公共団体において、PPP/PFIの導入が進んでいない要因として、導入検討のルールや体制が未整備であることやノウハウ不足、マンパワー不足等があげられる。

新たに優先的検討規程を策定する人口20万人未満の地方公共団体においても、実効性のある優先的検討規程とするために参考となる取組をまとめた。

1 優先的検討の開始時期と対象事業の捕捉 (P26)

- ▶ 負担軽減のため、構想段階から優先的検討を意識し、庁内意思統一や情報収集を進めることが有効であることを記載。
- ▶ 事業担当課と連携し、早期段階で検討対象事業を捕捉することで、手続きの合理化が期待できる旨追記。

2 手続きの簡略化による負担軽減 (P27)

- 採用するスキームや基本構想段階での検討状況等により、手続きの簡略化や、簡易検討を省略することで 負担軽減が期待できることを明示。
- ➢ 簡易検討において定性的評価や地域プラットフォーム等を活用したサウンディング結果の活用が可能であることを紹介し、そのひな型例(別紙2事業概要調書・別紙7 PPP/PFI手法簡易定性評価調書)を追加。

3 優先的検討の対象事業の考え方 (P29)

- ▶ 対象事業の裾野拡大と、導入効果・負担増加のバランスを考慮する必要がある。
- ▶ 事業費基準を柔軟に変更している例や、金額基準のみならず、業務内容や業務分野等も合わせて検討し、 対象事業を設定している例を紹介し、各地方公共団体の状況に応じてカスタマイズすることが有効である旨 記載。

4 庁内体制の整備 (P32)

- 規程に各部署の役割を明らかにした推進体制、運用のフローを位置づけ、庁内の優先的検討体制を構築することが重要である旨追記。
- ▶ とりまとめ部門を置き、各部門への支援体制を確保して、規程の運用の円滑化を図っている事例を紹介。

主な改定ポイント② 多様なPPP・PFI推進における取組

「PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)」において、多様なPPP/PFI推進の展開に当たって、PPP/PFI活用分野の裾野拡大や、民間の創意工夫を最大限に活用する民間提案の積極的活用等への取組みが重要であるとしている。

策定の手引においても、これらの取組を踏まえた内容を追記している。

1 <u>期間満了となるPPP/PFIの次期事業の優先的検討</u> (P9)

- ▶ 指針の「公共施設等の運営等の見直しを行う場合」には、現在実施しているPPP/PFI事業終了後の次期事業手法の検討も含まれることも明記。
- ▶ 時間的制約で検討する事業手法が制限されないよう、事後評価等に係る全体のスケジュールを確保することが必要。

2 活用対象の拡大 (P12)

- ▶ PPP/PFIは比較的規模の大きいハコモノ建設を中心に活用されてきたが、今後は、規模の小さい施設や、インフラ等の維持管理・修繕・更新、運営においても積極的な活用が期待される。
- ▶ 単独では事業化が困難な場合でも、バンドリングや広域化等によるPPP/PFIの検討が可能である旨記載。

3 民間提案の活用 (P25)

- ▶ 優先的検討の対象となる事業リストをあらかじめ公開することで、公共施設に係るPPP/PFI手法の活用に関する事業者からの提案を促進が期待できることを記載。
- ▶ 民間提案を受けた場合の手続き等を優先的検討と合わせて定めておくことも有効である旨記載。

4

「スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン」の作成

- 3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標(2)重点分野と目標
 - ii)各重点分野における取組⑤スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)
- ・公共施設等運営事業の導入に関するガイドラインを作成し、周知する。(令和4年度開始)<内閣府、文部科学省>

作成したガイドラインの構成

- ▶ 本ガイドラインは、以下に示す5つの章から構成。
- ➤ 第1章・第2章は、PFI事業等に不慣れな地方公共団体等も想定し、導入編として整理。
- ▶ 第3章・第4章は地方公共団体等へのヒアリング結果を踏まえ、実務的に必要な情報を論点ごとに整理。

導	第1章	はじめに ●ガイドライン策定の趣旨や目的 ●ガイドラインの位置づけや他のガイドライン等との関係性 ●用語定義(PFI事業等に馴染みのない担当者等も想定し幅広く記載)
編	第2章	スタジアム・アリーナ改革とコンセッション ●コンセッション手法の活用意義やメリット(官民の視点、eスポーツ等の活用) ●コンセッション手法による官民連携及び整備と運営の一体的な検討・実施の意義 ●本ガイドラインの論点と構成
実務編	第3章	事業化検討段階 ●スタジアム・アリーナ改革を踏まえ、事業化検討段階の4つの要件、検討すべき15の論点を整理 ●迅速な事業化手続の工夫やスケジュールを示し、PFI手法等の時間的制約にかかる障壁を緩和 ●コンセプト(多様なスポーツ・エンタメ興行利用)を踏まえた施設規模検討の考え方を例示
	第4章	公募準備段階 ●実施方針・要求水準書等の作成・公表時に留意すべきポイントを提示 ●民間事業者のノウハウを活用し、スタジアム・アリーナの役割や機能を維持向上させるための契約内容や審査する際の留意点を提示。
資料編	第5章	資料編 ●入札・公募資料のひな型、関連する指針・ガイドライン・マニュアル、スポーツ関連で定められた施設基準等の概要を一覧で紹介。

作成したガイドラインの周知状況

- ▶ 1月16日内閣府ホームページにて公表し、公表資料は都道府県PFI所管・市町村所管部署を通じて全自治体に通知。
- ▶ 1月26日全国都道府県在京文教担当者連絡協議会主催「令和5年度内閣府・文部科学省PPP/PFI 説明会」にて講演。
- ▶ 2月2日 国土交通省の主催するPPP/PFI推進施策説明会(令和4年度)にて紹介。
- ▶ 2月16日令和4年度第3回とやま地域プラットフォームにて講演。
- ▶ その他、自治体へのトップセールスや事業者との面談時等に作成したガイドラインの情報を提供。

令和4年度 内閣府による支援事業の実績

支援メニュー	支援先	進捗
地域プラットフォーム形成支援(1)	横浜市(神奈川県)	令和4年度に設立し、2回のセミナー・勉 強会を開催。
優先的検討規程運用支援(10)	足利市(栃木県) 他9件	庁内勉強会やケーススタディ案件を用い ての簡易検討等を実施。
高度専門家による課題検討支援(1)	横浜市(神奈川県)	・市有公共建築物の包括的な修繕につい て、業務範囲、事業スキーム、事業期間 等について検討中。
専門家派遣	各自治体	・派遣件数3倍に向けて各自治体への周知 等実施。 ・令和3年度42件に対し、令和4年度は77 件(2/15時点。調整中含む)。
令和3年度 民間資金等活用事業調査費補助事業(15)	会津若松市(福島県) 他14件	令和4年度に各地方公共団体が調査委託 実施中。

(支援メニューの説明)

地域プラットフォーム形成支援:地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換・共有を容易にする場(地域プラットフォーム)の立上げや運営を支援。地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施。

優先的検討規程運用支援: PPP/PFI手法の適用を従来手法に優先して検討する規程の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFIにて進捗させる過程を支援。

高度専門家による課題検討支援: 高度な専門的検討を必要とする公共施設等運営事業(コンセッション事業)、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく 民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律・会計・税務・金融等の 高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施。

民間資金等活用事業調査費補助事業:地方公共団体に対し、PPP/PFI事業の導入に係る検討に要する調査委託費を助成。

- ・対象分野:公共施設等(PFI法に規定する公共施設等)
- ・対象調査:導入可能性調査、デューディリジェンス、その他PPP/PFI事業の導入に必要な検討

主な取組中事項

- 1. 次回、第34回計画部会(4月予定)にて審議予定
 - (1)法改正に伴うガイドライン (コンセッション、プロセス、契約、VFM)の改定
- 2. 第10回事業推進部会(12/27)で審議、第11回事業推進部会(3/28予定)で再審議予定
 - (1)優先的検討の実効性向上☆
 - (2) PFI導入の手引き改定
 - (3)地プラ手引き改定
 - (4) PFI事業の事後評価実施状況の把握☆
- 3. その他当室にて取組中
 - (1)情報提供・情報の充実・情報活用機会の充実☆
 - (2)優先的検討規程の策定団体、民間提案一元化窓口の設置団体、 総合管理計画における P P P / P F I の記載団体の一覧化・公表
 - (3)制度・運用改善要望受付☆

☆=概要資料添付

優先的検討の実効性向上

- 優先的検討規程の総点検の結果、地方公共団体向けアンケート調査及び、事業推進部会での審議を踏まえ、課題を抽出し、優先的検討の実効性の向上に向けた見直しの方向性案をまとめた。
- 先進事例や方向性案の妥当性について、ヒアリングを調査し、今年度中に実効性向上に向けたとりまとめを行う。

以下、第10回事業推進部会資料より

【優先的検討の運用における課題】

小規模でもPPP/PFI事業に適した案件が検討 対象になっていない可能性

- 優先的検討に関する情報開示は限定的。
- ・<u>民間提案の促進</u>の観点から、PPP/PFIの可能性のある事業について<u>早期の情報開示が有効</u>。
- ・ <u>簡易検討</u>においては、VFMは精度の確保が 難しく、VFMのみでの評価が困難

- ・規程の運用にあたって、<u>全庁的なとりまとめ部</u> 署の設置等の庁内体制の整備が不十分。
- ・庁内の連携がなされていないと、<u>対象案件の</u>取りこぼしや、手戻りが起こる可能性がある。

①対象事業の柔軟な選定

・事業費基準に合致しない小規模事業の場合でも、PPP/PFI事業の実績が多い施設 類型(参考④-3:公営住宅、庁舎、複合施設、スポーツ施設など)、及び、民間の創 意工夫の発揮が特に期待される事業(参考④-4,5)もしくは民間の参画意欲が高い 事業については、対象事業とすることを推奨。

【実効性向上に向けた見直しの方向性】

②情報開示内容の簡素化・民間提案機会の拡大

- ・優先的検討の対象事業については、可能な限り、事前にインターネット上でリストを 公表し、民間事業者からの提案を受け付ける。
- •PPP/PFI手法の採否の結果如何にかかわらず、全ての検討結果を公表する。
- ・但し、負担軽減、入札手続きへの影響及び負担軽減の観点から、評価の内容のうち、費用の額等の公表は求めないものとする。

③定性的評価の導入による柔軟な運用

- ・類似の先行事例の調査やサウンディング調査等に基づき、PPP/PFIによる公共サービスの向上、地域の賑わい創出、地域課題の解決、民間事業者の参画意欲等を定性的に評価する方法を採用することができることとする。
- ・ただし、定性的評価でPPP/PFI手法を導入しないと判断する場合は、評価の 視点が十分か検証することが必要。

④運用が定着する体制整備

- ・優先的検討を実施するにあたり、庁内の推進体制*を整備することを推奨。
- * 例えば、全庁的にPPP/PFIの導入をサポートし推進する部署を設定した上で、事業担当 課が主体となって推進する体制など

令和3年4月に「PFI事業における事後評価等マニュアル」を作成・公表

公共施設等の管理者等がPFI事業の期間満了に伴う事後評価等を実施する際、 または類似のPFI事業を実施しようとする際に参考となる情報を整理した他、 事後評価等の実施による適切な次期の事業手法の選択を目的

- ■PFI事業の事後評価実施状況の把握 ⇒ 年度末までの取り纏め実施予定
 - □対象事業

PFI事業実績のうち、 以下の何れかを満たす案件

- ①事業期間終了済 (令和3年度末までに終了)
- ②事業期間終了4年前 (令和4年度~7年度までに終了)

口把握方法

各案件の管理者に対し主に以下の点を確認

- ①事後評価の実施状況
- ②事後評価の内容
 - · 事業目的の達成状況(例)定量面·定性面)
 - ・財政負担の軽減効果と確認方法 (サービス対価の変動の有無、VFM等)
 - •課題、改善点
 - ・次期事業の有無と事業手法 等
- ③事後評価実施にあたっての課題
- (参考)民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和4年11月18日衆議院内閣委員会、令和4年12月8日参議院内閣委員会)
 - (衆)政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。
 - (参)政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

(略)

三 PFI事業の事後評価及び諸外国の事例も含めた課題分析を行い、今後の事業実施に活かすこと。

(以下、略)

情報提供・情報の充実・情報活用機会の充実

- 2. PPP/PFIの推進施策 (2)地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援 ii)首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等
- ②地方公共団体、住民、民間事業者、金融機関等の様々な関係者が、PPP/PFIを導入することで得られる効果をそれぞれの立場で分かりやすく感じることができる説明ツールを開発する。(令和4年度開始)<内閣府>
- ③ 多くの地方公共団体の対象となり得る事業分野を中心に、PPP/PFIの参考となる事例を取りまとめた「PPP/PFI事例集」を周知し、地方公共団体におけるPPP/PFIに対する理解の浸透と積極的な活用を図る。また、ホームページなどを活用し、より多くの事例の発信を行う。(令和3年度開始、令和4年度強化)<内閣府>
- 2. PPP/PFIの推進施策 (3)取組基盤の充実
 - i)情報の充実·情報活用機会の充実
- ① 関係省庁や機構などの協力を得ながら、PFIに関する情報の一元化に取り組む。併せて、WEBサイトの充実や動画の活用等、参照しやすい形での発信を実施する。(令和4年度開始)<内閣府>
- ② PPP/PFIによる多様な効果について、事例を収集、見える化し、広く発信する。また、各主体の取組意欲の向上やPPP/PFI導入時に期待する効果の見える化及び適切な事業評価の実施に資する分析手法の検討を行う。(令和4年度開始)<内閣府>

具体的取組	進捗
PFI事業基礎データベース公開	令和3年度末時点のPFI事業932件について、公開可能データを整理中。 (年度内完了、来年度公開予定)
多様な効果に関する事例集作成	事例集作成に向け、事例抽出、評価指標選定、発注者ヒアリング等を実施。(年度内完了、来年度公開予定)

制度・運用改善要望受付(1/2)

- 2. PPP/PFIの推進実施 (3)取組基盤の充実
 - ii)制度改善
 - ① 民間の創意工夫を促進する観点から、民間事業者等からの制度改善や推進施策に係る意見募集を行い、民間 資金等活用事業推進委員会において対応を検討する。(令和4年度開始)<内閣府、関係省庁>
 - ②内閣府民間資金等活用事業推進室は、民間事業者や地方公共団体等からPPP/PFIの効果的な実施に資する制度や運用の改善に関する提案を受け付け、必要に応じて、内閣府規制改革推進室及び内閣官房行政改革推進本部事務局とも連携した上で、制度所管省庁と協議・調整し、同制度や運用の改善に取り組む。(令和4年度開始)<内閣府・内閣官房>

○実施状況・要望内訳

令和4年8月に各業界団体を通じ民間事業者等からPPP/PFIの制度・運用に係る意見・提案を募集。

項目	件数	割合
公募条件・公募プロセス	43	24%
物価変動	22	12%
VFM	13	7%
補助制度	11	6%
民間提案	11	6%
広域化・包括化	6	3%
デジタル	6	3%
Park-PFI	5	3%
SPC業務	5	3%
包括的民間委託	5	3%
リスク分担	5	3%
コンセッション	4	2%
事業化プロセス	4	2%
多様な効果	4	2%
公的不動産利活用	3	2%
指標連動方式	3	2%
その他	28	16%
計	178	



項目	件数	割合	
計	43		
違約金	6	14%	
参加資格	5	12%	
契約	4	9%	
スケジュール	3	7%	
基準金利	3	7%	
民間収益事業	3	7%	
保険	3	7%	
情報開示	2	5%	
選定方法	2	5%	
審査書類	2	5%	
その他	10	23%	

制度・運用改善要望受付(2/2)

○主な意見と回答・対応方針

主な項目については、以下のような対応方針を検討又は所要の措置を実施。また、事実確認で済むものは各省へ照会し先方へ回答するほか、意見については今後の施策検討の参考とする。

- ●公募条件・公募プロセス 過大な違約金や行政側の質疑対応に関する要望
- ⇒プロセスガイドラインにおいて、民間事業者からの質問や意見に対し、回答の結論のみならず 結論に至った理由の提示及び建設的な回答を示すことが望ましい旨の改定を行う方向で検討。 違約金については、現状の把握を進め、今後の対応方策を検討する。
- ●物価変動 変動の基準日や、使用する指標、スライド条項等に関する意見
- ⇒いずれもまずは当事者間での協議を行うことが重要であるが、円滑な協議が行われるよう統一 的な考え方についてガイドライン改正や通知等の所要の措置を検討しているところ。
- ●補助制度

人的支援の拡充に関する要望

- ⇒断続的な支援が必要なため、日ごろのワンストップ窓口における相談や、各プラットフォーム での講演を積極的に行っていくことに加え、専門家派遣増加の目標に定め取り組んでいるとこ る。
- ●民間提案:

民間提案に対するインセンティブ付与や自治体における提案受付窓口設置に関する要望

⇒提案者へのインセンティブについて、令和4年10月に「公共調達における民間提案を実施した 企業に対する加点措置に関する実施要領」を決定し、地方公共団体等に対し情報発信を行って いる。今後、同制度の円滑な運用に向けた対応について更なる検討を進める。